

○埼玉県障害福祉サービス訪問系事業所職員等の複数訪問費用補助金交付要綱

(趣旨)

- 第1条 埼玉県は、居宅介護等を行う障害福祉サービス訪問系事業者（以下、「事業者」という。）が、利用者等からの暴力行為等に対応するため、複数訪問による居宅介護等を行った場合に予算の範囲内において補助金を交付する。
- 2 前項の複数訪問は、利用者等の同意を得られず障害福祉サービス報酬が算定できない場合や、複数訪問でのサービス提供等に対し障害福祉サービス等報酬の加算等がない場合に限る。
- 3 第1項の補助金の交付に関しては、補助金等の交付手続等に関する規則（昭和40年埼玉県規則第15号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(定義)

- 第2条 この要綱において使用する用語は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）（以下、「障害者総合支援法」という。）及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）において使用する用語の例によるほか、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
- (1) 「暴力行為等」とは、暴力行為、著しい迷惑行為、器物破損行為等をいう。
- (2) 「複数訪問」とは、居宅介護等の従業者等がサービス提供等のために複数名で訪問を行うことをいう。
- (3) 「居宅介護等」とは、障害福祉に関する次の事業をいう。
ア. 障害者総合支援法に規定する居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援、相談支援及び自立生活援助
イ. 児童福祉法に規定する居宅訪問型児童発達支援及び保育所等訪問支援
ウ. その他知事が必要と認めるもの
- (4) 「従業者等」とは、居宅介護等を提供する事業所の従業者及び従業者の安全を確保するため、従業者が行う訪問に同行する者をいう。
同行する者のうち、別表1に該当する者を有資格者とする。
- (5) 「利用者」とは、居宅介護等を利用する障害者及び障害児をいう。
- (6) 「利用者等」とは、利用者又はその家族及び同居人、その他関係者をいう。
- (7) 「障害福祉サービス等報酬」とは、次の基準に定める単位数を算定することをいう。
ア. 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年9月29日厚生労働省告示第523号）
イ. 児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成24年3月14日厚生労働省告示第122号）
- (8) 「おそれがある」とは、暴力行為等、これに類似する行為、利用者等の状況等から、今後、暴力行為等を受ける可能性があることを認められることをいう。

(補助対象者)

- 第3条 この要綱による補助金（以下「補助金」という。）の交付の対象となる者は、埼玉県内に所在する居宅介護等を行う事業所を設置している事業者であって、次条に規定する補助対象事業を行うものとする。ただし、国又は地方公共団体が自ら実施する場合を除く。
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、補助の対象とならない。
- (1) 役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員又は受入事業者の代表者をいう。以下この項において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に定める暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。
- (2) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に定める暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

- (3) 役員等が自己、若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
- (4) 役員等が暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
- (5) 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(補助対象事業)

第4条 補助金の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、利用者に対して行う複数訪問を行うための事業であって、次に掲げる要件のうち、(1)と(2)を満たし、(3)と(4)のいずれかに該当するものとする。

- (1) 従業者が利用者等から暴力行為等を受けている又は受けるおそれがあること。かつ従業者の安全を確保するため、知事が複数訪問が必要であると認めること。
 - (2) 同行者は国又は地方公共団体の職員ではないこと。
 - (3) 複数訪問を行うことに利用者等の同意が得られず、障害福祉サービス等報酬の算定ができないこと。
 - (4) 複数訪問でのサービス提供等による加算等が障害福祉サービス等報酬の対象となっていないこと。
- 2 補助対象事業は、第8条に規定する交付決定を受けた後に実施するものとする。ただし、緊急性等を勘案し、知事が認める場合は、この限りではない。

(補助対象経費)

第5条 補助の対象となる経費は、補助対象事業に係る経費であって、国、他の地方公共団体等から類似の補助金等の交付を受けていないものに限る。

(補助額の算定方法)

第6条 補助金の額は、別表2第1欄に定めるサービス種類に応じて、第2欄に定める補助基準額に訪問回数に乗じて得た額とする。

- 2 前項の規定により算出して得た補助金の額に10円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

(補助金の交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、様式第1号による交付申請書に次に掲げる書類を添えて、提出しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 暴力団排除に関する誓約書
- (3) その他知事が必要と認める書類

(補助金の交付決定)

第8条 知事は、申請者から交付申請書の提出を受けたときは、これを審査の上、補助金の交付の可否を決定し、その結果を様式第2号の補助金交付決定通知書により、当該申請者に通知するものとする。

- 2 知事は、補助金を交付しないことを決定した場合には、様式第3号により通知するものとする。

(補助事業の変更等)

第9条 申請者は、補助対象事業の内容の変更、中止又は廃止をしようとするときは、あらかじめ様式第4号により知事に申請し、その承認を受けなければならない。

- 2 知事は、前項の承認をする場合は、必要に応じ、交付決定の内容を変更し、又は条件を付することができる。

(実績報告)

第10条 前条第1項の規定により補助金の交付の決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、当該補助金の交付決定に係る補助対象事業が完了したときは、当該対象事業が完了した日の翌日から起算して1か月以内又は申請日の属する年度の末日のいずれか早い日までに様式第5号による実績報告書に次に掲げる書類を添えて、提出しなければならない。

- (1) 事業実績内訳書
- (2) 複数訪問を行った日及び訪問者等の記録
- (3) その他知事が必要と認める書類

(補助金額の確定)

第11条 知事は、交付決定者から前条の実績報告書の提出を受けたときは、これを審査の上、交付決定の内容に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、様式第6号の補助金額確定通知書により、速やかに交付決定者に通知するものとする。

(補助金の請求等)

第12条 交付決定者は、前条の規定により交付すべき補助金の額が確定したときは、速やかに請求書を提出しなければならない。

2 前項の請求があったときは、知事は速やかに補助金を当該交付決定者に支払うものとする。

(交付決定の取消し等)

第13条 知事は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- (3) その他知事が適当でないと認めたとき。

2 知事は、前項の規定により交付の決定の取消しを行った場合において、当該取消しに係る補助金が既に交付されているときは、期限を定めてその返還を命じるものとする。

(補則)

第14条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、制定の日から施行し、令和4年11月1日以降に行われた補助対象事業に係る補助金の交付について適用する。

附 則

この要綱は、令和8年7月31日から施行し、令和8年7月3日以降に行われた補助対象事業に係る補助金の交付について適用する。

別表 1（第 2 条関係）

- ①障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成 18 年 9 月 29 日厚生労働省令第 171 号）に定めのある者
- ②障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成 24 年 3 月 13 日厚生労働省令第 27 号）に定めのある者
- ③障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成 24 年 3 月 13 日厚生労働省令第 28 号）に定めのある者
- ④児童福祉法に基づく指定障害児相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成 24 年 3 月 13 日厚生労働省令第 29 号）に定めのある者
- ⑤児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成 24 年 2 月 3 日厚生労働省令第 15 号）に定めのある者
- ⑥障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準（平成 18 年 9 月 29 日厚生労働省令第 172 号）に定めのある者

別表 2 (第 6 条関係)

1 サービス種類		2 補助基準額		
		サービス提供時間	有資格者の場合	無資格者の場合
居宅介護 ※ 1	居宅介護 (身体介護が中心の場合)	30 分未満	2,560 円/回	2,020 円/回
	通院等介助 (身体介護を伴う場合)	30 分以上	4,040 円/回	3,190 円/回
	家事援助	30 分未満 30 分以上	1,060 円/回 1,530 円/回	830 円/回 1,200 円/回
	通院等介助 (身体介護を伴わない場合)	30 分未満 30 分以上	1,060 円/回 1,970 円/回	830 円/回 1,550 円/回
	通院等のための乗車又は 降車の介助が中心	—	1,020 円/回	800 円/回
重度訪問介護		1 時間未満 1 時間以上	1,860 円/回 2,770 円/回	1,460 円/回 2,180 円/回
同行援護※ 2		30 分未満 30 分以上	1,910 円/回 3,020 円/回	1,500 円/回 2,380 円/回
行動援護		30 分未満 30 分以上	2,880 円/回 4,370 円/回	2,270 円/回 3,450 円/回
重度障害者等包括支援		1 時間未満 1 時間以上	2,040 円/回 3,050 円/回	1,610 円/回 2,400 円/回
居宅訪問型児童発達支援		1 回につき	2,000 円/回	1,580 円/回
保育所等訪問支援		1 回につき	2,000 円/回	1,580 円/回
相談支援		1 回につき	3,000 円/回	2,370 円/回
自立生活援助		1 回につき	1,800 円/回	1,420 円/回
その他 (自立訓練(生活訓練)、就労継続支援 A 型、就労継続支援 B 型など)		30 分未満 30 分以上	2,560 円/回 4,040 円/回	2,020 円/回 3,190 円/回

※ 1 居宅介護において、第 2 欄に定める補助基準額については、第 2 欄に定める補助基準額に、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成18年9月29日厚生労働省告示第523号) 別表「介護給付費等単位数表」第 1 の 1 の注 5 から注 9 のただし書きに定める所定単位数の算定に係る率を乗じて算出した額を補助基準額とする。

※ 2 同行援護において、第 2 欄に定める補助基準額については、第 2 欄に定める補助基準額に、同告示別表「介護給付費等単位数表」第 3 の 1 の注 3 のただし書きに定める所定単位数の算定に係る率を乗じて算出した額を補助基準額とする。